

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 88 号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(整理区分) 第120条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなければならない。 (1) [略] (2) 保管金 ア [略] イ [略] ウ [略] エ [略] オ [略] カ [略] キ [略] (3)～(5) [略]	(整理区分) 第120条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなければならない。 (1) [略] (2) 保管金 ア [略] <u>イ 地方法人特別税</u> ウ [略] エ [略] オ [略] カ [略] キ [略] ク [略] (3)～(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。